

司法修習生の選択型実務修習の受入れについて

市では、選択型実務修習の期間中、以下の修習プログラムを提供するものとし、応募のあった司法修習生2名を受入れることとしました。

司法修習とは

司法試験合格後、司法修習生となった者は、司法研修所において1年間の司法修習を行うこととなります。最初の約1か月間は司法研修所において導入修習を行い、その後約8か月間、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会で分野別実務修習を行い、その後約2か月間、選択型実務修習を行います。

選択型実務修習は、司法修習生各自がその実情に応じて主体的に選択し設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ることを目的として、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行うものです。

修習プログラムの概要

対 象 者：平成27年度（第69期）司法修習生

期 間：第1回 平成28年8月29日（月）から9月2日（金）まで

第2回 平成28年10月24日（月）から10月28日（金）まで

人 数：各回1名ずつ

場 所：総務部 総務課

修習内容：① 条例・規則などの例規審査業務

② 庁内の法律相談業務

その他

自治体で、平成27年度（第69期）修習生に対する選択型実務修習のプログラム提供を予定しているのは、本市を含め5市（栃木市、明石市、大津市、新潟市、松坂市）です。

総務部総務課文書法規係
担当 瀬下
TEL 0282-21-2346

平成27年度（第69期）司法修習生_選択型実務修習

修 習 日 程 （ 予 定 ）

	午 前	午 後	備 考
8月29日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・集合 (9時) ・修習スケジュールの説明 ・栃木市の概要について 	<ul style="list-style-type: none"> ・例規審査 ・法律相談 	
8月30日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長表敬 (9時15分) ・例規審査 ・法律相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所視察 ・市内施設見学 	
8月31日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・例規審査 ・法律相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・例規審査係内打合せ 	
9月1日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・例規審査委員会 (9時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 	
9月2日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会傍聴 (10時) ・法律相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 ・意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月議会開会

※ 日程は、例規審査の件数及び法律相談の内容により変更となる場合があります。

※ 例規審査及び法律相談の案件により原課（相談元）での研修、現場確認等を行う場合があります。